

平成29年度 第1回京都府入札制度等検討委員会 次 第

日時:平成29年8月28日(月)

午後3時～午後4時半

場所:御所西京都平安ホテル

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)平成28年度入札実施状況等について (資料1)

(2)平成29年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて (資料2)

(3)その他

4 閉 会

京都府入札制度等検討委員会

委員名簿

平成29年8月28日現在

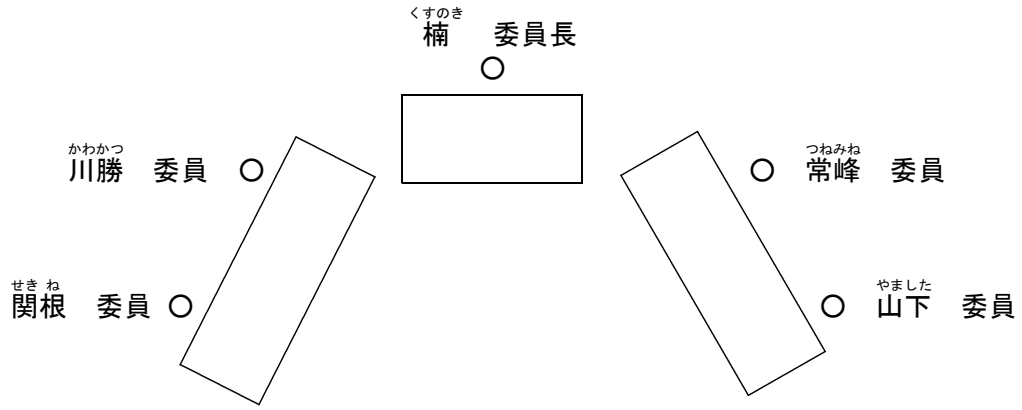
役職	委員名	現職	摘要
委員長	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法学部教授	
委員	かわかつ たけし 川 勝 健志	京都府立大学公共政策学部准教授	
	せきね えいじ 関 根 英爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	
	つねみね かずこ 常 峰 和子	公認会計士	
	やました のぶこ 山 下 信子	弁護士	

任期：平成27年10月13日～平成29年10月12日

（敬称略、委員は五十音順）

平成29年度第1回京都府入札制度等検討委員会 座席図

平成29年8月28日
場所：京都平安ホテル



(事 務 局) 1列目

○西村副課長
○角担当課長
○大石理事
○前田副部長
○浅山課長
○永濱担当課長
○入江副課長

(事 務 局) 2列目

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

一般傍聴席 3列目

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記者席

出入口

3. (1)平成 28 年度入札実施状況等について

- ① 建設工事の入札状況の推移……………P1
- ② 予定価格の事後公表の試行状況……………P2
- ③ 測量等業務委託に係る最低制限価格設定後の入札状況……………P3
- ④ 発注類型別一覧表……………P4
- ⑤ 公契約大綱に係る元請下請関係適正化実施状況調査結果……………P5～P6
- ⑥ 平成 28 年度官公需法に基づく中小企業官公需特定品目における
府内中小企業に限定した物品調達の実施状況……………P7

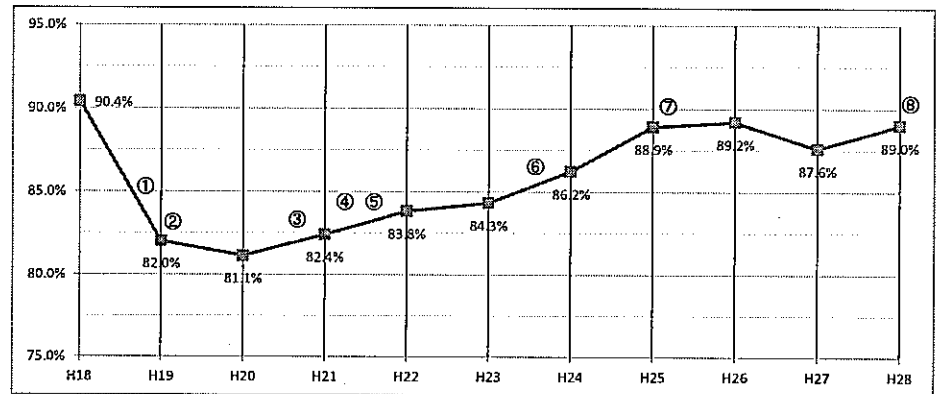
建設工事の入札状況の推移

契約件数・平均落札率・平均参加者数 及び くじ引き・失格発生状況(競争入札に付した予定価格が250万円超の建設工事が対象(同期間内に契約したもの:紙入札を含む))

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (4~7月)	28年度 (8~11月)	28年度 (12~3月)	28年度
契約件数	1,842	1,625	1,564	1,706	1,487	1,316	1,307	1,530	1,329	1,237	250	466	481	1,197
平均落札率	90.4%	82.0%	81.1%	82.4%	83.8%	84.3%	86.2%	88.9%	89.2%	87.6%	88.8%	89.2%	89.0%	89.0%
平均参加業者数	10.0	14.3	15.3	15.6	16.8	17.2	15.1	11.3	10.5	13.0	14.4	15.5	15.0	15.1
不調・不落発生件数 (発生率)	-	-	-	-	-	-	9 (0.7%)	64 (4.2%)	52 (3.9%)	5 (0.4%)	2 (0.8%)	6 (1.3%)	2 (0.4%)	10 (0.8%)
くじ引き発生件数 (発生率)	23 (1.2%)	79 (4.9%)	167 (10.7%)	399 (23.4%)	466 (31.3%)	228 (17.3%)	158 (12.1%)	125 (8.2%)	118 (8.9%)	216 (17.5%)	59 (23.6%)	157 (33.7%)	190 (39.5%)	406 (33.9%)
失格発生件数 (発生率)	123 (6.7%)	554 (34.1%)	690 (44.1%)	1,042 (61.1%)	970 (65.2%)	943 (71.7%)	882 (67.5%)	893 (58.4%)	754 (56.7%)	801 (64.8%)	176 (70.4%)	330 (70.8%)	328 (68.2%)	834 (69.7%)
うち全者失格件数 (発生率)	-	-	-	-	-	3 (0.2%)	13 (1.5%)	25 (2.7%)	24 (3.2%)	10 (0.8%)	3 (1.2%)	5 (1.1%)	3 (0.6%)	11 (0.9%)
公契約大綱に基づくダンピング対策等	①「京都市公共調達改善の骨子(中間報告)」に基づく入札制度改革 H19.3 ② ア 一般競争入札を1千万円以上に拡大 応札可能者40者以上 H19.4 イ 指名競争入札の指名業者数の拡大(10者→20者)		③最低制限価格等の見直し H20.12	④最低制限価格設定対象工事の拡大 H21.7 ⑤最低制限価格等の見直し H22.1		⑥最低制限価格等の見直し H23.12		⑦最低制限価格等の見直し H25.5						⑧最低制限価格等の見直し H28.4

諸経費率
改定の影響

平均落札率の推移
(○数字は京都市の取組)



予定価格の事後公表の試行状況について (H25.4～H29.3)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表
件数	331	99	86	270	13	274	8	295
平均落札率	89.0%	89.2%	90.5%	89.5%	90.3%	88.7%	91.0%	89.6%
平均参加者数	11.0	7.4	5.4	12.4	10.0	13.8	10.5	16.4
くじ発生率	6.3%	1.0%	1.2%	1.9%	7.7%	8.8%	37.5%	18.3%
失格発生率	52.0%	56.6%	29.1%	67.4%	61.5%	66.1%	62.5%	68.5%
平均失格者数	3.4	2.0	1.2	3.7	2.2	4.0	3.0	4.3
予定価格超過発生率	-	17.2%	-	41.9%	-	19.3%	-	20.3%
平均予定価格超過者数	-	0.2	-	0.7	-	0.4	-	0.5

〈事後公表の対象〉(H25.5.1～)総合評価競争入札で落札者を決定する建設工事で、その予定価格が4,500万円以上のものから選定

(H26.4.1～)その予定価格が4,500万円以上のものから選定

※営繕工事(H26.6.1～):建築一式、電気、管工事のⅠ等級案件を対象

〈H28 事前公表案件内訳〉 建築一式工事5件、電気通信工事・機械器具設置工事・管工事それぞれ1件

**測量等業務委託に係る最低制限価格の設定後の
入札状況について(H26.4～H29.3)**

	H26.4～H.26.11	H26.12～H27.3	H27.4～H28.3	H28.4～H29.3
	最低制限価格なし	最低制限価格あり	最低制限価格あり	最低制限価格あり
件数	719	227	951	871
平均落札率	【85.1%】82.0%	88.0%	85.2%	86.0%
平均最低制限価格率	【76.1%】	76.6%	74.7%	77.8%
平均入札者数	9.2	9.2	9.4	9.4
くじ発生件数、発生率	10(1.4%)	7(3.0%)	72(7.6%)	93(10.7%)
失格発生件数、発生率	【192(26.7%)】 1(0.1%)	21(10.8%)	120(12.6%)	116(13.3%)
平均失格者数	失格1件は予定価格超過【】は76.1%で最低制限価格を設定していたと仮定し、76.1%未満の落札率の案件(191件)の落札率を76.1%として試算したもの。	0.2	2.0	0.3

発注類型別一覧表

対象：予定価格250万円超の競争入札に付した建設工事

営業所在地	類型番号	発注工事内容	件数				
			H24	H25	H26	H27	H28
府内・府外	1	鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事	35	19	20	14	11
	2	技術的難易度が高いトンネル工事	0	0	0	0	1
	3	法面処理等工事のうち特殊機械や専門技術を要するもの	29	27	25	21	12
	4	特殊機器(設計やシステム開発を伴うもの)の工場製作を含む設備工事及びその点検・修繕工事	113	114	116	95	110
	5	重要文化財建造物の保存修理工事のうち高度で特殊な技術を要するもの	13	18	16	13	20
	7	府内に施工できる企業がないか極めて少ない「個別」の工事	3	2	0	1	0
	8	WTO対象工事	1	2	1	1	1
小計			194	182	178	145	155
府内	9	施工可能な府内企業が少数であるが、府内企業のみに入札参加を認める工事	2	0	0	0	0
	空欄	従来の府内向け発注	1,111	1,348	1,151	1,092	1,042
合計			1,307	1,530	1,329	1,237	1,197
府内発注率			85.2%	88.1%	86.6%	88.3%	87.1%

公契約大綱に係る元請下請関係適正化実施状況調査結果

1. 調査対象工事数

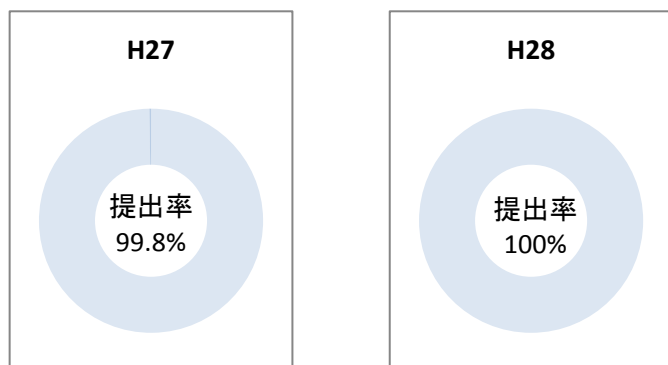
	H27	H28
対象全工事件数	1,786件	1,789件
うち下請契約をした工事件数	1,297件	1,299件

※未着手工事除く

2. 調査結果内訳

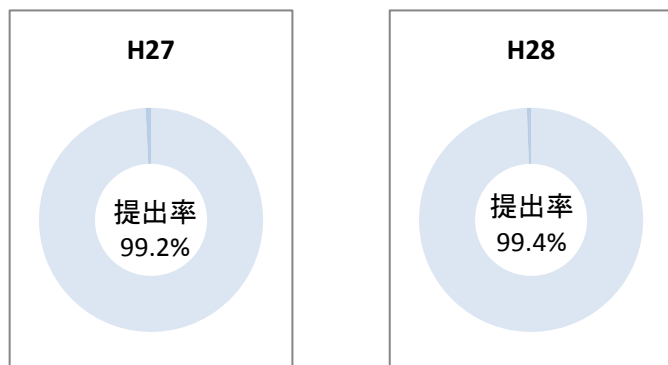
◇元下指針における遵守事項の実施状況について

(1) 施工体系図の提出状況 ※対象: 下請契約をした全ての工事



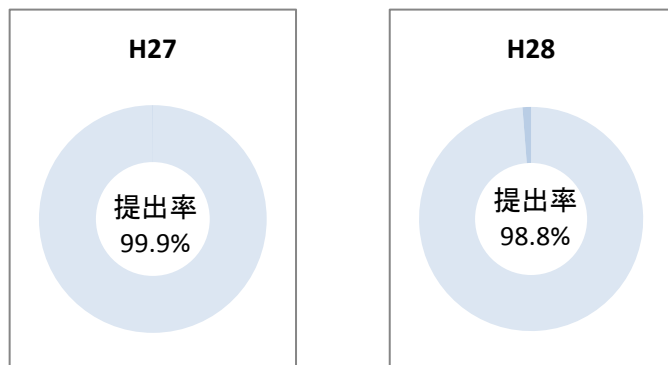
	H27	H28
提出対象件数	1,297	1,299
提出件数 (提出率)	1,294 (99.8%)	1,299 (100%)

(2) 下請契約書(写)の提出状況 ※対象: 下請契約をした全ての工事



	H27	H28
提出対象件数	1,297	1,299
提出件数 (提出率)	1,287 (99.2%)	1,291 (99.4%)

(3) 契約遵守窓ロステッカー提示状況 ※対象: 下請契約をした全ての工事



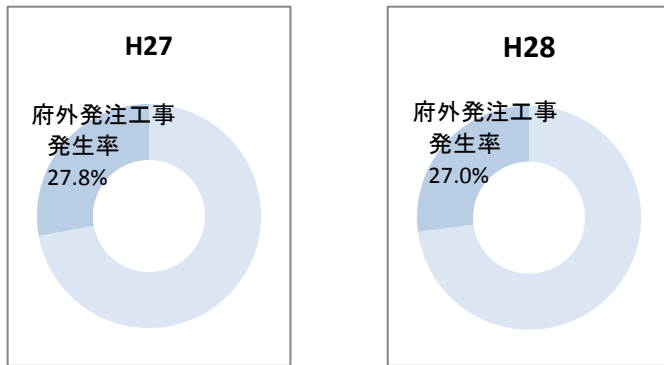
	H27	H28
提出対象件数	1,297	1,299
提出件数 (提出率)	1,296 (99.9%)	1,283 (98.8%)

(4) 所属におけるコンプライアンス対策の取組

- ・各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限に係る記録の確認、入札関係情報の管理状況等の点検・確認、検証を実施

◇元下指針等における努力義務事項の実施状況について

(1) 府内企業への下請発注の徹底 ※対象: 下請契約をした全ての工事

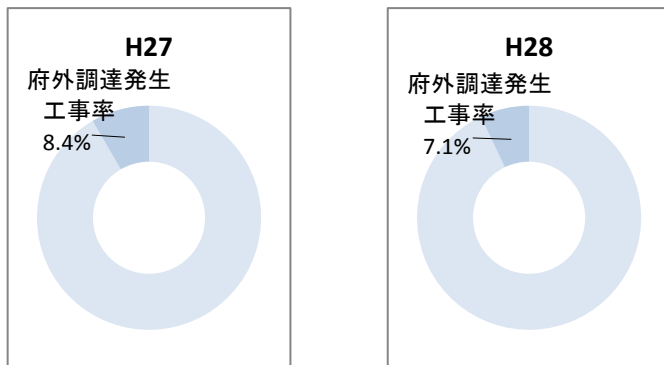


	H27	H28
対象工事件数	1,297	1,299
府外発注発生工事件数 (発生率)	361 (27.8%)	351 (27.0%)

○府外企業への下請発注が発生した主な理由

- ・メーカーの認定工法を実施できる府内企業がなかったため
- ・工期の都合上、府内業者を確保できなかったため

(2) 建設資材の府内調達 対象: 全ての工事



	H27	H28
対象工事件数	1,786	1,789
府外調達発生工事件数 (発生率)	150 (8.4%)	127 (7.1%)

○建設資材の府外発注が発生した主な理由

- ・府内の製造会社がないため(昇降機部品、汚泥供給ポンプ整備用部品、衛生設備機器等)

(3) 重層的な下請構造の改善 ※建築一式3次超、建築一式以外2次超

	H27	H28
重層下請発生件数	10件	11件

○重層下請が発生した主な理由

- ・工事の一部の特殊技術を専門工事会社に発注したため(杭施工工事、切土補強工事等)
- ・工事の都合上、施工業者を確保できなかったため

平成28年度官公需法に基づく中小企業官公需特定品目における府内中小企業に限定した
物品調達の実施状況

【平成28年4月1日～平成29年3月31日特定品目契約件数 2,485件 契約金額 309,347,959円】

特定品目の種類	実施件数			契約金額(円)		
	入札	随意契約	計	入札	随意契約	計
(1)織物	-	3	3	0	24,903	24,903
(2)外衣・下着類	1	76	77	1,908,576	4,712,951	6,621,527
(3)その他の繊維製品	-	33	33	0	2,941,224	2,941,224
(4)家具	36	85	121	127,656,378	15,277,341	142,933,719
(5)機械すき和紙	-	2	2	0	189,648	189,648
(6)印刷	6	850	856	19,582,776	113,728,552	133,311,328
(7)潤滑油	-	-	0	0	0	0
(8)事務用品	-	1,377	1,377		23,265,128	23,265,128
(9)台所・食卓用品	-	16	16	0	60,482	60,482
(10)再生プラスチック製製品	-	-	0	0	0	0
(11)その他の品目	-	-	0	0	0	0
計	43	2,442	2,485	149,147,730	160,200,229	309,347,959
特定品目/調達総実績	26.9%	58.4%	57.2%	17.3%	51.5%	26.3%

※1 電子調達システムにより調達したもの

※2 入札案件:160万円を超える物品調達

250万円を超える物品の製造の請負(印刷)

○ 参考

調達総実績

平成28年4月1日～平成29年3月31日	160	4,184	4,344	863,921,219	310,877,467	1,174,798,686
うち 特定品目実績	43	2,442	2,485	149,147,730	160,200,229	309,347,959
うち 一般品目実績	117	1,742	1,859	714,773,489	150,677,238	865,450,727
うち不落随意契約	(0)	(1)	(1)	(0)	(19,634,400)	(19,634,400)

(2)平成 29 年度入札契約制度等の改善に向けた取り組みについて

○予定価格事後公表試行対象工事の拡大について……………P1

○担い手確保の取り組みについて

①社会保険未加入対策…………… P2～P3

②労務単価の改定…………… P4

③ゆとりある工期の確保…………… P5

④週休 2 日制の検討…………… P6

(3)その他

○建設工事の一般競争入札における 1 者入札への対応について…………… P7

○建設工事の成績評定について…………… P8

○女性活躍推進法に基づく取り組みについて……………P9～P10

○工事等契約に係る指名停止措置期間について…………… P11

予定価格事後公表 試行対象工事の拡大について

1. 前回委員会以降の取り組み

○コンプライアンスに対する取り組み

- ▶ 建設交通部入札コンプライアンス管理指導チームリーダー会議(7/5)、元請・下請関係適正化等庁内連絡会議(7/24)を開催。各所属での取り組み状況等について情報共有。
 - ✓ コンプライアンスに関する指針、要領等を再説明
 - ✓ 所属内での周知を依頼
 - ✓ 各所属の取り組み状況を報告し、情報共有

○試行拡大対象案件の検討

- ▶ これまでは、基本的に予定価格4,500万円以上の工事を事後公表で実施
 - ✓ 平成24年9月に「予定価格4,500万円以上の総合評価競争入札の一部」で試行開始して以来、徐々に対象工事を拡大

今回対象拡大

- ▶ 予定価格2,500万円以上の土木一式工事の一部
 - ✓ 今回初めて、「土木一式工事 II 等級」を対象とし、各土木事務所1~2件程度、計10件程度で試行。
- ▶ 予定価格2,500万円以上の舗装工事の全て
 - ✓ 積算が比較単純であり、予定価格2,500万円以上の舗装工事全てで試行。

2. 今後の進め方

○積算基準改正後に実施

- ▶ 他の工事発注等をも考慮しつつ、9月以降に準備の整ったものから実施

○検証内容

- ▶ コンプライアンスに関する検証
 - ✓ 非公開情報の聞き出し等の有無
- ▶ 入札過程、結果の検証
 - ✓ 入札参加者数、くじ発生状況、落札率等
- ▶ アンケートによる入札参加者の体制面の検証
 - ✓ 会社規模(技術職員数、事務職員数)
 - ✓ 積算技術を要する社員数
 - ✓ 積算状況(自社、他社へ委託)
 - ✓ 積算に要した費用、時間
 - ✓ 事後公表の拡大を望むか否か
 - ✓ …

※事後公表に参加しなかった者に対しても「参加しなかった理由」等についてアンケートを実施



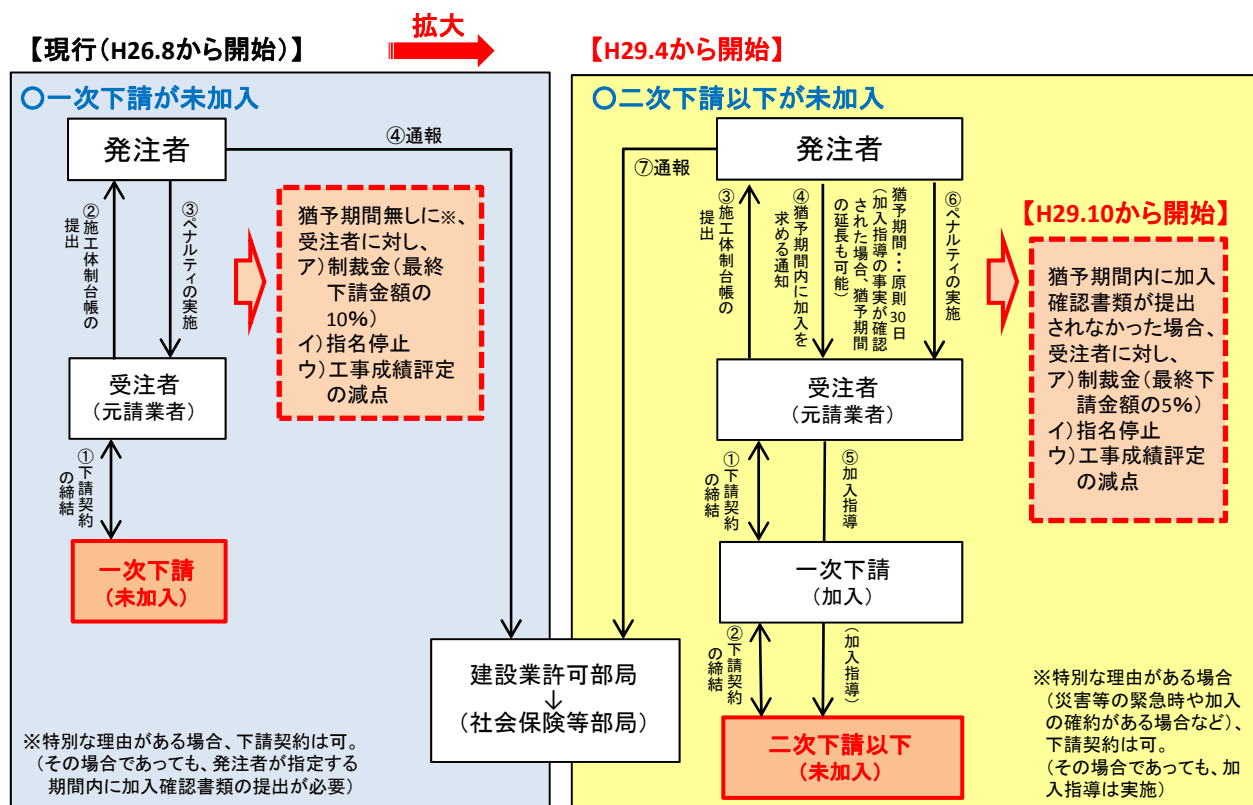
◆ 検証結果を踏まえ、翌年度以降の方針を検討

担い手確保の取り組み①(社会保険未加入対策) (国の状況)

1. 経過

- 平成24年3月：中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について」
【目標】平成29年度を目処に、企業単位で建設業許可業者100%加入
 - 平成26年6月：品質法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)
 - 平成26年9月：
 - ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)(一部改正)
 - ・公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(一部改正)
- ⇒ 国の取り組みとして、社会保険等への加入指導の徹底、社会保険等未加入者の公共工事からの排除等の措置を行うことを明確化

2. 国土交通省の取り組み



出典：国土交通省

	現行	H29.4月～9月	H29.10月～
元請	◆社会保険等加入業者に限定(入札参加資格要件)		
1次下請	◆社会保険等加入業者に限定 未加入であることが認められない場合 又は 期間内に加入が認められない場合 受注者(元請業者)に対して ○当該下請金額の10%の制裁金 ○指名停止 ○工事成績評定の減点		
2次下請以下	建設業許可部局へ通報(下請契約3千万円以上)	◆社会保険等加入業者に限定 受注者(元請業者)に対し、30日の猶予期間内での加入指導を求める	◆社会保険等加入業者に限定 未加入であることが認められない場合 又は 30日の猶予期間内に加入が認められない場合、 受注者(元請業者)に対して ○当該下請金額の5%の制裁金 ○指名停止 ○工事成績評定の減点

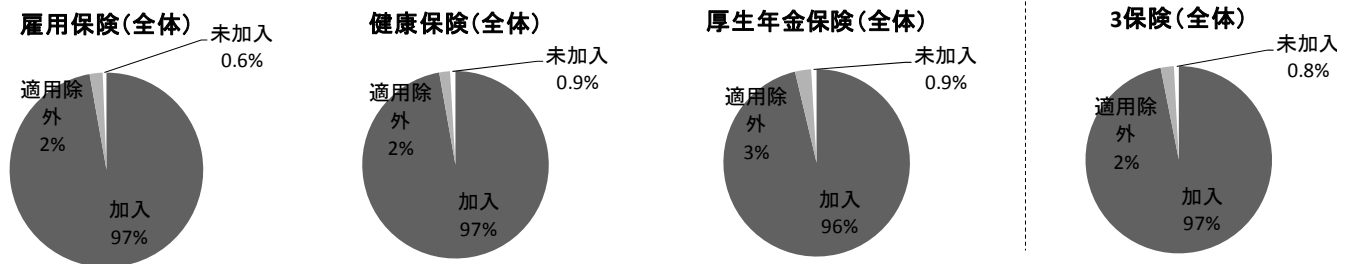
担い手確保の取り組み①(社会保険未加入対策) (京都府の状況)

1. 京都府のこれまでの取り組み

- 平成24年8月:公契約大綱に基づき、元下関係適正化指針を策定し、社会保険への加入を規定
施工体制台帳で下請業者の社会保険加入状況を確認し、未加入の場合は元請業者
に下請業者の保険加入を指導
- 平成25年7月:一般競争入札への参加要件に社会保険等への加入を追加
- 平成27年4月:入札参加資格要件に社会保険等への加入を追加(元請からの排除の徹底)

2. 京都府の状況(平成28年度工事の一部)

- H29.3に完成検査を行った工事について、社会保険等加入状況を調査
- 調査工事数65件、下請企業延数321社(1次:208社 2次:112社 3次:1社)
- 企業別の未加入率は、雇用保険で0.6%、健康保険で0.9%、厚生年金保険では0.9%となっており、未加入率は、それぞれ1%未満。



下請け全体(N=321)	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
加入	97.2%	97.2%	96.3%	96.9%
適用除外	2.2%	1.9%	2.8%	2.3%
未加入	0.6%	0.9%	0.9%	0.8%

〈参考〉国土交通省の公共事業労務費調査(H28.10)によると、企業別の未加入率は、雇用保険で2%、健康保険では3%、厚生年金保険では3%となっている。

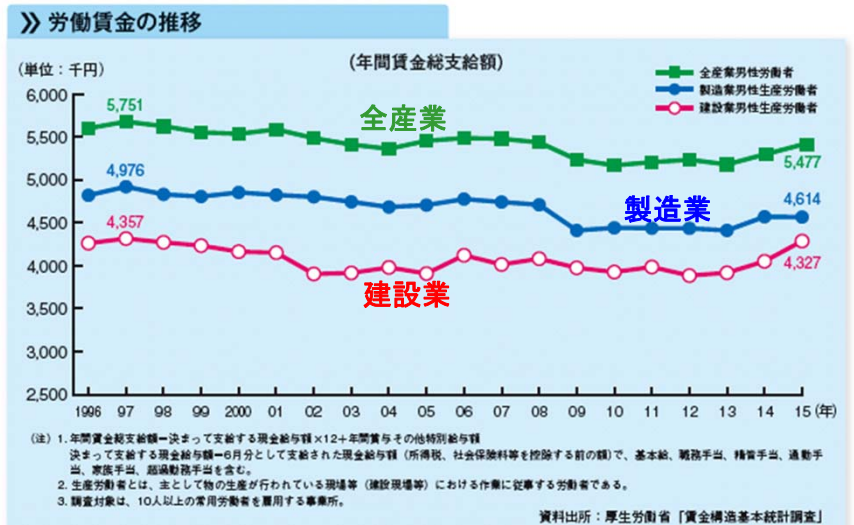
3. 京都府の今後の対応

- 調査結果で未加入の下請け業者は、1%未満にとどまっていたことを受け、加入指導が奏功していると判断、引き続き指導していく
 - 施工体制台帳、チェックシートにより加入状況を監督員が確認、指導
- 未加入へのペナルティー検討
 - 当面、指導により加入を促すこととし、加入状況を引き続きフォローアップ
 - 制裁金、指名停止等のペナルティーは慎重に検討

担い手確保の取り組み②(労務単価の改定)

1. 改定概要

昨今の技能労働者等の不足等に
伴う労働市場の実勢価格を適切に
予定価格に反映するため、平成26
年から4年連続で、例年4月の改
定を前倒して実施

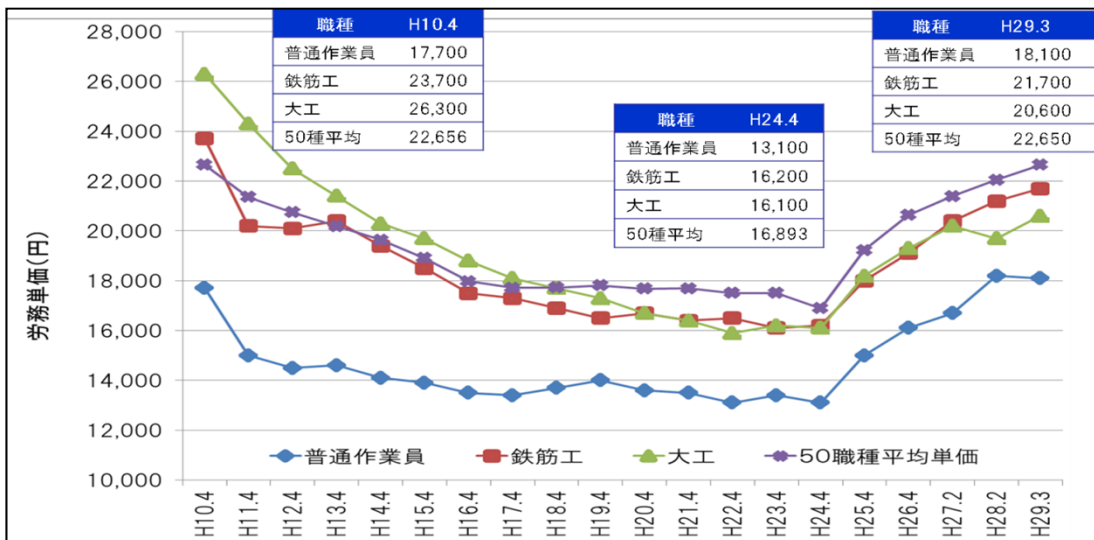


出典：建設業ハンドブック2017(日本建設業連合会)

2. 設計労務単価の推移

職種	H24.4単価	H28.2単価	H29.3単価	H24上昇率 (H28上昇率)
特殊作業員	16,200円	18,900円	18,800円	16.0%(0.9%)
普通作業員	13,100円	18,200円	18,100円	38.1%(0.9%)
とび工	17,000円	21,600円	22,100円	30.0%(2.3%)
鉄筋工	16,200円	21,200円	21,700円	33.9%(2.3%)
特殊運転手	15,900円	18,600円	18,500円	16.3%(0.9%)
型わく工	16,500円	21,700円	22,200円	34.5%(2.3%)
大工	16,100円	19,700円	20,600円	27.9%(4.5%)
交通誘導警備員A	8,400円	11,600円	11,900円	41.6%(0.2%)

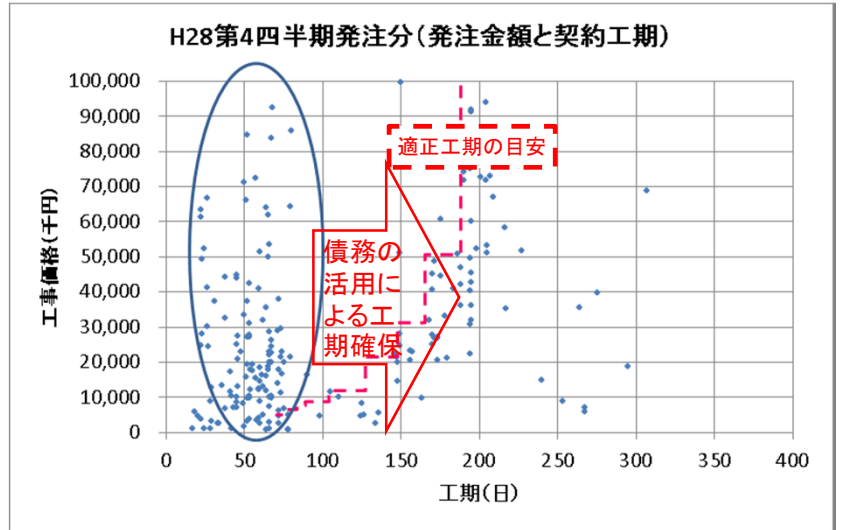
- 全51業種で単価改定し、京都府の平均上昇率は2.7%(全国平均3.4%)
- 平成29年3月以降の積算から適用



担い手確保の取り組み③(ゆとりある工期の確保)

1. 課題

- ① 予算上の制約による年度末の工事集中、供用間際の厳しい工期設定などにより、時間外労働、休日作業が常態化



- ② 年度末の工事繁忙期を過ぎると仕事が激減するなど、人員、重機等の効率的な稼働が困難

2. 京都府の対策

債務負担行為や繰越を積極的に活用し、ゆとりある工期を確保

- 当初及び補正予算で債務負担行為を設定
 - ・H29当初 113億円 (H28当初110億円)
 - ・H29補正 25億円 (H28補正 25億円)【計上予定】
- 債務負担行為を積極的に活用するよう発注機関に徹底(H29,4)

3. 京都府の今後の取り組み

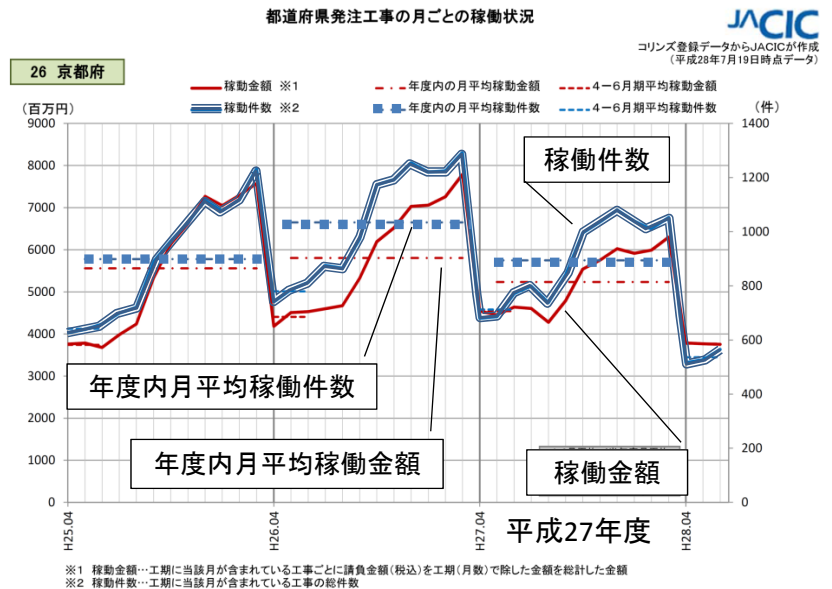
① 適正工期設定率

平成26年度約55%→平成28年度約65% ⇒ **平成29年度目標は75%** を推進

※工期: 準備期間+作業実日数+不稼働日(休日、降雨日、降雪期等)+後片付け期間

- ② 引き続き、債務負担行為活用、早期発注による適正工期確保、計画的発注。特に下半期発注工事には債務負担行為の活用を徹底

- ③ ゆとりある工期を確保した後に休日確保対策を展開



担い手確保の取り組み④(週休2日制の検討)

1. 近畿6府県の様況(福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

※平成29年度上半期都道府県ブロック監理課長等会議資料より

- ①平成28年度に「週休2日制」のモデル工事を実施
→ 2自治体
- ②2自治体で平成28年度の実施件数
→ 7件、18件
- ③平成28年度に実施した効果や課題
→ 18件の工事で土日取得率は約84%
理由:天候の影響を受けやすい工種、地域では、早期完成を優先
- ④平成29年度に「週休2日制」のモデル工事を実施予定
→ 2自治体(平成28年度実施自治体と同じ)(他自治体は検討中)

2. 京都府の取り組み状況

週休2日制を確保する上で、ゆとりある工期の設定、工事量の平準化が必要であり、以下を実施

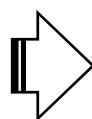
- ①施工時期に合わせた計画的な発注
(供用開始、非出水期 等)
- ②債務負担予算の活用など、ゆとりある工期の発注

3. 週休2日制導入に向けた課題

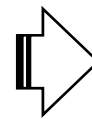
- ①完全週休2日を実現すると日給作業員の収入が減少(積算基準への反映が不十分)
- ②天候の影響、場所等の制限を受ける現場での達成が困難
(積雪箇所、規制を伴う幹線道路、通学路の休暇限定施工 等)

4. 京都府の今後の取り組み

- ①現在の取り組みのフォローアップ
- ②国に準じた積算基準の適用
- ③工事選定のための条件整理
- ④業界等との意見交換



モデル工事
実施、検証



週休2日制
検 討

建設工事の一般競争入札における一者入札への対応について

1 対象となる工事

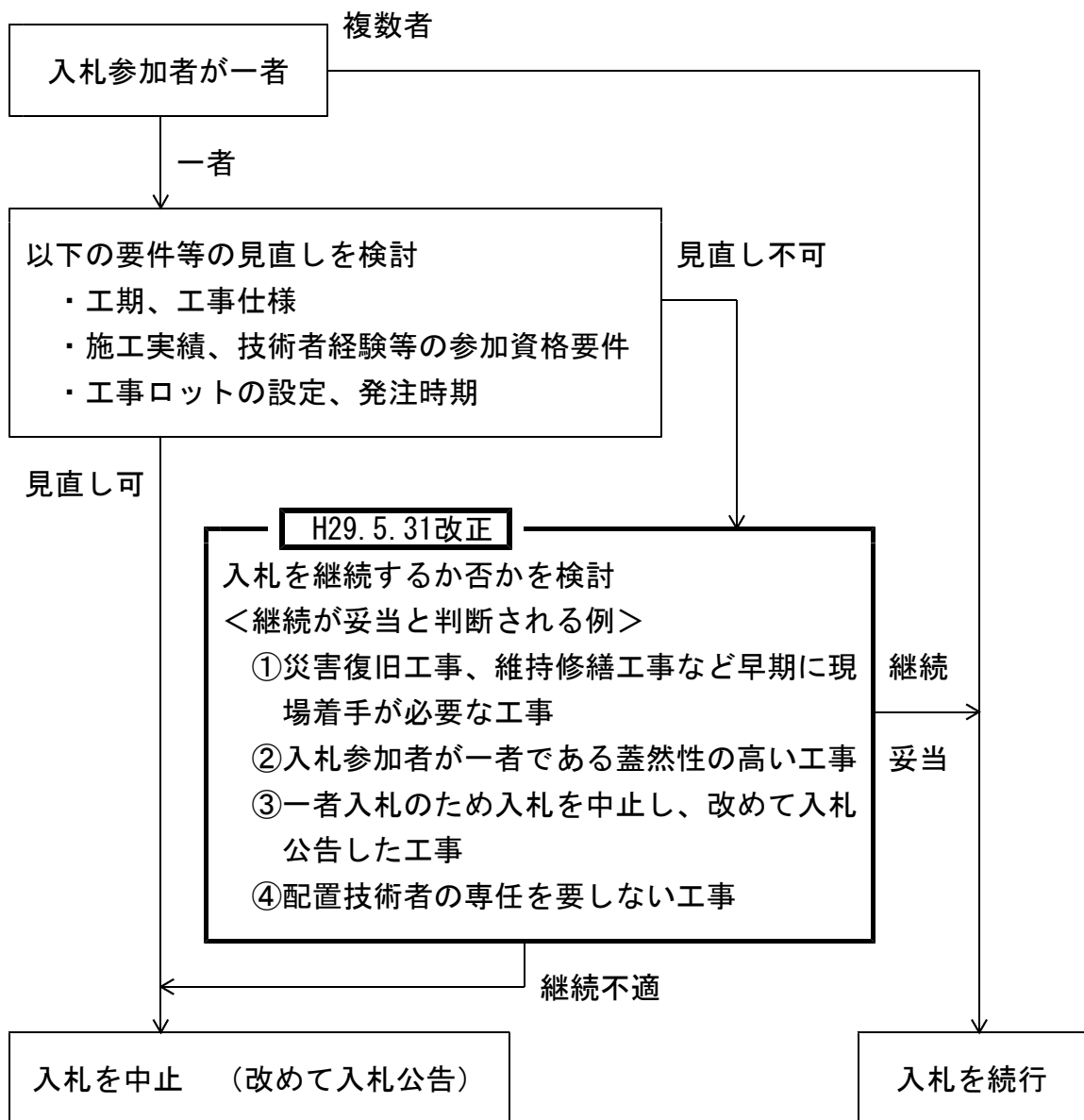
一般競争入札を行う全ての建設工事

2 一者入札への対応

(1) 入札公告の段階

「開札の前後に関わらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある」旨を記載

(2) 入札参加資格確認申請受付の段階



建設工事の成績評定について

1 制度の概要

(1)対象工事

請負金額100万円以上の工事

(2)評定方法

○評定者:検査員、総括監督員、主任監督員

○評定方法:基準点を65点とし、施工体制、施工状況、出来型及び出来ばえ、工事特性
創意工夫、社会性等の項目について評価した点数を加点又は減点する。

2 成績評定点の活用

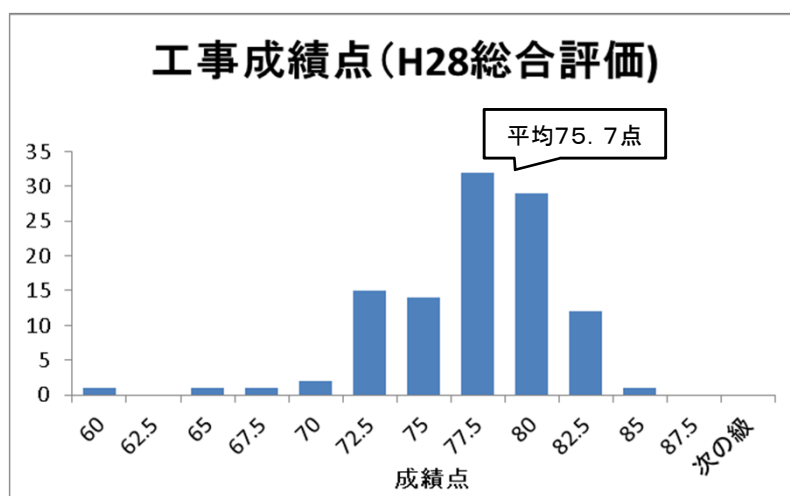
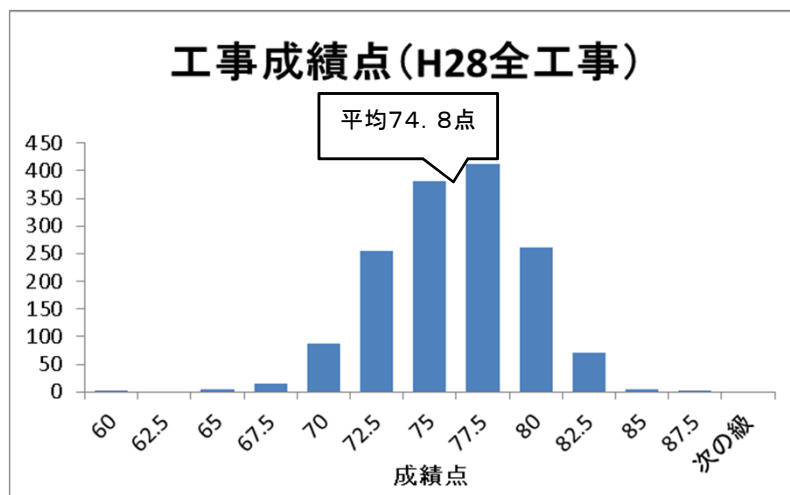
○競争入札参加者資格を定める等級区分の総合点

○総合評価競争入札(簡易型)の加算点

○80点以上:京都府地域づくり優良工事施工者表彰の対象

○55点未満:指名停止(1箇月)

3 平成28年度の成績評定の状況



女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）が公共調達で有利になります！

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定企業（えるぼし認定企業）などを加算評価するよう、定められました*1。

また、地方公共団体も国に準じた取組を実施するよう努めることとされています。公共調達における加算評価の仕組みは、各府省等において原則平成28年度中に開始する予定です。

公共調達における加算評価のポイント

各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式又は企画競争による調達を行うときは、えるぼし認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。

- ▶ えるぼし認定企業などの評価項目である「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」が総配点に占める評価割合を定めた上で、えるぼし認定企業の配点を定める*2。

<内閣府が示している参考配点例>（えるぼし認定企業分）

評価項目例	認定の区分*3	総配点に占める割合 (評価の相対的な重要度等に応じ配点)		
		<配点例>		
		10%の場合	5%の場合	3%の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	3段階目	10%	5%	3%
	2段階目*4	8%	4%	2%
	1段階目*4	5%	2%	1%
	中小企業の行動計画*5	2%	1%	0.5%

えるぼし認定などの認定等のない企業は、加算がされません！

- ※1 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（内閣府HP）http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html
- ※2 配点割合も含めた加算評価の詳細については、契約の内容に応じ、公共調達を行う各府省等において定められます。
- ※3 次世代法や若者雇用促進法に基づく認定など、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高いものにより加算が行われます。
- ※4 労働時間等の働き方に係る基準を満たして認定を受けていることが必要。
- ※5 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が対象でない、常時雇用する労働者が300人以下の事業主に限られます（計画期間が満了していない場合のみ）。

えるぼし認定について

行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース<えるぼし認定マーク>の5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。

- ※ 認定基準の詳細については、裏面及び以下のURLを参照してください。

（厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



環境配慮企業、地域貢献企業からの優先調達について

京都府の物品調達では、入札参加資格を有する府内中小事業者のうち一定の者を対象として政策目的の優先調達（府発注のオフィス用品等の買入れ、印刷物の製作での受注機会の増加）を実施

1 環境配慮企業からの物品等の調達 ～グリーン入札～（平成17年度から実施）

（1）対象企業

事業活動で環境配慮し、次の環境認証を取得している事業者

- ・ I S O 1 4 0 0 1
- ・ K E S
- ・ エコアクション21
- ・ エコ京都21

（2）対象企業のメリット

環境配慮企業による入札又は見積合わせを実施

○入札課による調達（本庁各課の調達及び地域機関からの依頼による入札）の一部

2 地域貢献企業からの物品等の調達（平成24年度から実施）

（1）対象企業

事業活動で地域貢献に積極的に取り組み、次の認証等を得ている事業者

- ・ 「京都府障害者雇用推進企業」（京都はあとふる企業）＜府認証＞
- ・ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業＜府認証＞
- ・ 「京都わかもの自立応援企業」＜府認証＞
- ・ 消防団協力事業所＜市町村認定＞（消防団活動で不利な処遇を受けない内部規則があり、所属団員の勤務時間中の消防団活動実績があるもの）

（2）対象企業のメリット

地域貢献企業による見積合わせを実施（いずれも少額随意契約）

- 入札課による調達（本庁各課の調達）の一部
- 広域振興局総務室による調達の一部

工事等契約に係る指名停止措置期間について

1. 概要

○中央公共工事契約制度運用連絡協議会の「指名停止モデル」を参考にしつつ、府の施策等に合わせ、措置要件や期間を設定

○現在の府の指名停止措置要領は、平成24年9月1日から施行されているものであり、3つの措置基準に基づき運用

(1)事故等に基づく措置基準(別表1)

・過失による粗雑工事、安全管理措置の不適切により生じた事故

(2)不正行為等に基づく措置基準(別表2)

・贈賄、不正又は不誠実な行為、建設業法違反、暴力団関係 等

(3)経営状況に基づく措置基準(別表3)

・取引停止、会社更正法に基づく公正手続開始の申し立て 等

2. 措置の要件と期間

措置要件	中央公契連 (H27,3)	京都府 (H24,9)	
過失による粗雑工事等	1～6箇月	1～3箇月	別表1
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害・工事関係者事故	2週間～6箇月	1～6箇月	
贈賄、独占禁止法違反、談合	1～36箇月	9～36箇月	別表2
不正又は不誠実な行為	1～9箇月	1～18箇月	
契約違反	2週間～4箇月	1～6箇月	
建設業法違反	1～9箇月	3～9箇月	
申請書等の虚偽記載	1～6箇月	1～6箇月	別表3
暴力団関係	(規定なし)	12箇月以上改善されるまで	
その他(反社会的行為)	(規定なし)	3箇月	
経営状況	(規定なし)	取引再開又は再認定まで	

※中央公契連と府との別表区分は、必ずしも一致しない。